

大和郡山市建設工事等競争入札参加者格付基準

大和郡山市建設工事等競争入札参加者格付要綱に定める基準は、次のとおりとする。

- 1 この基準における用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、大和郡山市建設工事執行規則（昭和43年8月大和郡山市規則第12号。）の例による。
 - (1) 市及び公営企業発注建設工事 大和郡山市及び大和郡山市の地方公営企業が発注する建設工事をいう。
 - (2) 格付評価対象期間 最後に格付をした日の属する年4年前の年の1月1日から格付しようとする日の属する年の前年の12月31日までの間をいう。
 - (3) 通算工事成績 格付評価対象期間中における評定を行おうとする競争入札参加登録業者の施工に係る市及び公営企業発注建設工事（工事主管課において検査を実施した建設工事は除く。）の工事成績の平均値をいう。
- 2 建設工事競争入札参加登録業者に係る格付は、別表第1及び別表第2に掲げる算定方法による。

附 則

この基準は平成24年4月1日から施行し、同日以後の競争入札参加登録に伴う格付から適用する。

附 則

この基準は平成27年5月1日から施行し、同日以後の競争入札参加登録に伴う格付から適用する。

別表第1
建設工事

格付	許可業種	土木一式 とび・土エコンクリート 管	建築一式	舗装
	評定事項			
A	総評定点	850点以上	850点以上	800点以上
	資本金	4000万円以上	4000万円以上	2000万円以上
	技術職員	7名以上(1級3名以上)	7名以上(1級3名以上)	3名以上(1級1名以上)
	建設業の許可区分	特定建設業	特定建設業	特定建設業
	過去の格付け状況	直前2年間B	直前2年間B	直前2年間B
B	総評定点	750～849点	750～849点	700～799点
	資本金	2000万円以上	2000万円以上	
	技術職員	3名以上(1級1名以上)	3名以上(1級1名以上)	2名以上
	建設業の許可区分	特定建設業	特定建設業	
	過去の格付け状況	直前2年間C	直前2年間C	
C	総評定点	650～749点	650～749点	699点以下
	技術職員	2名以上(2級1名以上)	2名以上(2級1名以上)	
	過去の格付け状況	直前2年間D	直前2年間D	
D	総評定点	550～649点	550～649点	
	技術職員	2名以上	2名以上	
E	総評定点	549点以下	549点以下	

1 総評定点

総評定点とは、客観的事項の点数に主観的事項の点数を合計した点をいいます。

(1) 客観的事項

競争入札参加登録申請書提出時の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）における総合評定値（P）とする。

(2) 主観的事項

ア 工事成績

工事成績に係る評定点は、次の表の工事成績の項中設定しようとする建設工事競争入札参加登録業者の通算工事成績が該当する欄に対応する同表評定点の項の欄の値とする。

工事成績	80以上	79	78	77	76	75	74	73
評定点	40	36	32	28	24	20	18	16
72	71	70	60~69	59	58	57	56	55
14	12	10	0	-20	-24	-28	-32	-36
54以下								
-40								

イ 信用度等

(ア) 格付しようとする日の属する年の前々年の1月1日から格付しようとする日の属する年の前年の12月31日までの間における入札参加停止期間が1月につき、5点減点する。

(イ) ISO9001及びISO9002の認証取得者に15点を、ISO14001の認証取得者に10点を加点する。

2 資本金

資本金とは、総合評定値通知書における資本金とする。

3 技術職員数

技術職員の数は、総合評定値通知書の技術職員数とする。ただし、国土交通大臣の特別認定者は認定された業種に限り1級技術者として、また基幹技能者は2級技術者として取り扱うものとする。

4 過去の格付状況

- (1) 資格等級が2等級以上昇格する場合は、1等級の昇格に止めるものとする。
- (2) 資格等級が降格する場合は、格付に該当する等級に降格するものとする。
- (3) 新たに登録を受けた許可業種の格付は、最下位等級とする。
- (4) 奈良県外に本店を有する業者が大和郡山市内に本店を移した場合は、条件を満たす等級よりも2等級下位の等級に格付するものとする。なお、奈良県内に本店を有する業者については、条件を満たす等級を格付するものとする。
- (5) 建設工事の競争入札参加登録業者としての登録の継続を忘れた場合の取扱いは、前回の格付を受けた許可業種については、前回の等級より1等級降格して格付する。ただし、今回の登録時の格付が1等級降格した格付を下回る場合は、見合った格付とする。なお、3年以上登録が無い許可業種は、新たに登録された許可業種と同様に取り扱うものとする。
- (6) 過去の実績等を総合的に考慮して、格付評価を調整する必要があると大和郡山市建設工事等入札参加者資格審査会（以下、「審査会」という。）において判断された建設工事の競争入札参加登録業者については、審査会が定める範囲内で調整を行うことができるものとする。

別表第2 委託業務

1 業種名

建設コンサルタント、建築設計、測量、地質調査

2 格付け資格

- (1)建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程による登録をしている業者である者
 (2)建築設計：建築士法による登録をしている業者である者
 (3)測量：測量法による登録をしている業者である者
 (4)地質調査：地質調査業者登録規程による登録をしている業者である者

3 格付け基準

A：業種別年間平均実績高

B：自己資本額数値

C：有資格者数値

A：年間平均実績高	点数
1億円未満	10
1億円～5億円未満	15
5億円～10億円未満	20
10億円～20億円未満	25
20億円以上	30

B：自己資本額数値	点数
5未満	10
5～10未満	20
10以上	30

$$B = \text{自己資本額} / \text{実績高} \times 100$$

C：有資格者数値	点数
14以下	10
39以下	15
64以下	20
109以下	25
110以上	30

$$C = \text{有資格(1)} \times 5 + \text{有資格(2)} \times 2$$

有資格者数とは、有資格(1)は測量士・一級建築士・技術士、有資格(2)は測量士補・二級建築士・RCCM・地質調査技士とする。

D：営業年数

E：成績評定

D：営業年数	点数
5年未満	10
5年～15年未満	15
15年～25年未満	20
25年～35年未満	25
35年以上	30

E：成績評定	点数
100点	20
80～99点	10
60～79点	0
59点以下	-10

格付評価対象期間において完了した大和郡山市及び大和郡山市の地方公営企業発注の委託業務(入札検査課及び大和郡山市上下水道部にて入札した委託業務)の総評点の平均値をいう。

$$\text{総合点数} = 3 \times A + B + 5 \times C + D \pm E \quad (= 300 \text{点満点} \pm E)$$

総合点数	ランク
150点以下	D
151点～200点以下	C
201点～250点以下	B
251点以上	A

4 その他

過去の実績等を総合的に考慮して、格付評価を調整する必要があると大和郡山市建設工事等入札参加者資格審査会(以下「審査会」という。)において判断された委託業務の競争入札参加登録業者については、審査会で定める範囲内で調整を行うことができるものとする。